

2024年度

大学院文学研究科博士課程後期3年の課程入学試験

( 冬期・一般選抜 ) 問題

筆記試験

東洋史

専攻分野

試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけない。

2024年度

## 大学院文学研究科博士課程後期3年の課程入学試験

## (冬期・一般選抜) 問題

筆記試験 ( 東洋史 専攻分野)

- 以下の中国古典文 (A) (B) につき、(1) 賃与された赤鉛筆を用いて句讀 (。) を切り、(2) 現代日本語に訳せ (赤鉛筆は句讀を切るときのみ使用)。

(A)

左史記言右史記事歴代皆重其職唐太宗嘗欲觀起居注朱子奢曰恐開後世史官之禍史官全身畏死悠悠千載尚有聞乎軒轅後至文宗益重其事每入閣日左右史執筆立于螭頭之下宰相奏事得以備錄宰臣既退上召左右史更質證所奏是非故開成政事最詳張次帝嘗與宰相議事適見鄭朗執筆螭頭下謂曰向所論事亦記之乎朕將觀之鄭引朱子奢事對曰史不隱善譁惡人主或飾非護失見之則史官無以自免卽不敢直筆昔褚遂良亦稱史記天子言動雖非法必書庶幾自効也帝曰朗可謂善守職者朕恐平日之言不合廿二史劄記 卷十九

五 中華書局

治體庶一見得以改之耳朗乃上之鄭後帝又欲觀魏晉起居注奢曰陛下但爲善事勿畏臣不書帝曰我嘗取觀之奢曰此史官失職也陛下若一見之自此執筆者須有迴避後世何以示信乎乃止論者各朗而直書鄭

(趙翼『廿二史劄記』卷十九「天子不觀起居注」より)

受験記号番号

2/5

(B)

贖刑本虞書呂刑有大辟之贖後世皆重言之至宋時

尤慎贖罪非八議者不得與明律頗嚴凡朝廷有所矜恤限於律而不得伸者一寓之於贖例所以濟法之太重也又國家得時藉其入以佐緩急而實邊足備振荒官府頒給諸大員往往取給於賦贖二者故贖法比歷代特詳凡贖法有二有律得收贖者有例得納贖者律贖無敢捐益而納贖之例則因時權宜先後互異其端實關於太祖云律凡文武官以公事犯笞罪者官照等收贖錢吏每季類決之各還職役不附遇杖以上記所欽定四庫全書

卷九十二 犯罪名每歲類送吏兵二部候九年滿考通記所犯次數黜陟之吏典亦備錄選降敘至於私罪其文官及吏

典犯笞四十以下者附遇還職而不贖笞五十者調用軍官杖以上皆決杖官及吏杖罪並罷職不敘至嚴

也然自洪武中年已三下令准贖及雜犯以下死罪矣三十年命部院議定贖罪事例凡内外官吏犯笞杖者

記過徒流遣徙者依贖之三犯罪之如律自是律與例互有異同及頒行大明律御製序雜犯死罪徒流遣徙

等刑參視今定贖罪條例科斷於是例遂輔律而行

(明史卷九十二 刑法志一上)

受験記号番号

4  
/5

受験記号番号

5/5

II 後期二年の課程における研究計画を述べよ。